

心身障害者のみなさん 手続きをどうぞ

福祉手当

支給要件に該当する方は、四月三十日迄に手続きをしてください。

◎支給要件

四月一日現在本町に住所を有する在宅者で、身体障害者手帳（一～二級）及び精神薄弱者療育手帳（A・B）所持者

◎手当の額

身体障害者
一級（二十歳未満）二万円
（二十歳以上）一万二千元
二級（二十歳未満）二万円
（二十歳以上）八千元

精神薄弱者

A（二十歳未満）二万円
（二十歳以上）一万二千元
B（二十歳未満）二万円
（二十歳以上）八千元

◎手続きの方法

該当する方は、手帳及び印鑑を持参のうえ、民生課福祉係備え付けの申請書に記入してください。
期限迄に申請されないと福祉手当が受けられません。

福祉タクシー利用券

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

◎対象者

本町内に住所を有する在宅者で、身体障害者（一～三級）手帳及び精神薄弱者療育手帳（A・B）所持者

◎助成額

基本運賃相当額を助成

◎利用券交付枚数

一人年間二十四枚（但し、年間途中の対象者は月割枚数）

◎助成の受け方

利用される方は、手帳・印鑑を持参のうえ、民生課福祉係で「福祉タクシー利用券」を受領してください。
タクシーを利用の都度、乗務員に「利用券」を手渡すと基本運賃相当額を減額されます。

はり・きゅう施術費助成

助成範囲を身体障害者手帳所持者および精神薄弱者療育手帳所持者まで拡大しました。受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

◎助成要件

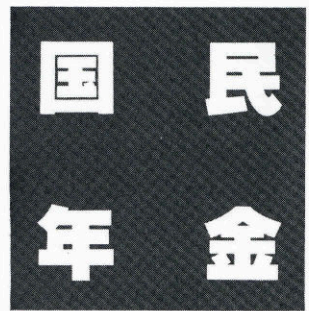
本町に引き続き三ヶ月以上住所を有し、住民登録がある者で、身体障害者手帳所持者又は精神薄弱者療育手帳所持者及び六十五歳以上の者。（国保を除く）

◎助成額

はり術 一回につき六百円
きゅう術 一回につき六百円
はり・きゅう術併用 一回につき六百円
※ただし一日一回とし、一ヶ月に八回以内

◎助成の受け方

利用される方は、手帳・保険証・印鑑を持参のうえ、民生課福祉係で「はり、きゅう施術費受給者証」を受けてください。
施術後、支払いのとき一部減額されます。
※問い合わせ先
役場民生課福祉係
☎ 3-0211 まで



■国民年金の加入手続きはお済みですか

日本国内に住んでいる二十歳以上、六十歳未満の人は、全員年金に加入することになっています。

加入の種類は次のとおりに区分されます。

☆必ず加入する人（三種類）

- 第一号被保険者
農林漁業、自営業や学生の人
- 第二号被保険者
厚生年金保険や共済組合に加入している人
- 第三号被保険者
第二号被保険者に扶養されている配偶者
- ☆ 希望で加入できる人
○ 六十歳以上六十五歳未満の人
- 海外在住の日本人

この手続きは、年金を受けるうえで大切ですので、必ず加入して保険料を納めましょう。

※問い合わせ先
役場民生課年金係
☎ 3-0211 まで

■保険料を全納すると割引されます

国民年金の保険料は、一定期間分をまとめて納める前納制度があります。

この制度をご利用になりますと、毎月納める手間がはぶけ、納め忘れを防ぐことができます。

また、保険料額も割引になりますのでお得で便利です。

●平成5年4月から1年分を納めると

	定額保険料	定額+付加
毎月納付(1年分)	126,000	130,800
前納したとき(1年分)	122,960	127,640
割引額	3,040	3,160

■保険料の免除制度があります

病気やケガ、失業などの理由で所得が少なくてどうしても保険料が納められないときは、申請して承認されれば保険料が免除される制度があります。

納められないからといって、そのままにしないで、必ずご相談ください。